

# 新型コロナウイルス感染症対策関連情報

## 《日本政策金融公庫》

### 【小規模事業者向け】

#### 新型コロナウイルス対策マル経融資（マル経融資の金利引き下げ）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

#### 《ご利用いただける方》

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者

#### 《融資限度額》

別枠1,000万円

#### 《金利》

経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間▲0.9%引き下げ

### 【中小事業者・小規模事業者向け】

#### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて一時的な業況の悪化を来した事業者に対し、日本政策金融公庫が融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

#### 《ご利用いただける方》

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方。

- ①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
  - a. 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高
  - b. 令和元年12月の売上高
  - c. 令和元年10月～12月の売上高平均額

《融資限度額》 中小企業事業：3億円 国民生活事業：6,000万円

《金利》 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利。

（中小企業事業1.11%→0.21%、国民生活事業1.36%→0.46%）

《利下げ限度額》 中小企業事業1億円、国民生活事業3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点（貸付期間5年）、信用力や担保の有無にかかわらず一律

## 《今後の拡充内容（令和2年度補正予算の成立が前提）》

### ◆特別利子補給制度の対象の拡充

新型コロナウイルス対策マル経融資の借入を行った事業者のうち、売上が急減した事業者などに対して利子補給を実施。

### ◆「新型コロナウイルス対策マル経融資」による既往債務借換の実施

「新型コロナウイルス対策マル経融資」により、マル経など日本政策金融公庫の既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象に。

※令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、内容が今後変更されることもあります。